

# 景観法の届出手続き

北九州市景観計画に沿ったまちなみ形成のため、北九州市内で建築等の行為を行う場合には景観法に基づく届出が必要です。

## 届出対象行為・規模について

地域地区	建築物		工作物		共通
	対象行為	対象規模	対象行為	対象規模	
景観計画区域(市全域)	建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	次のいずれかに該当するもの ○高さが31mを超えるもの ○延べ面積が10,000㎡を超えるもの ○店舗、遊戯場その他規則で定める用途※に供するもののうち、延べ面積が1,000㎡を超えるもの	工作物の新設、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	○高さが31mを超えるもの	その他、景観の形成に重大な影響を与えると市長が認めるもの * 工業専用地域(都市計画法第8条第1項第1号)における行為は除く。 * 景観重点整備地区、景観形成誘導地域、関門景観形成地域における行為は除く。
景観重点整備地区		規模に関わらず全て		建築確認申請を要するもの	その他、景観の形成に重大な影響を与えるおそれがあると市長が認めるもの
臨海部産業景観形成誘導地域		次のいずれかに該当するもの ○高さが10mを超えるもの ○延べ面積が1,000㎡を超えるもの		○高さが10mを超えるもの	
北九州空港周辺景観形成誘導地域		規模に関わらず全て		建築確認申請を要するもの	
関門景観形成地域	建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	次のいずれかに該当するもの ○高さが10m以上のもの ○延べ面積が1,000㎡以上のもの	工作物の新設、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	次のいずれかに該当するもの ○高さが10m以上のもの ○築造面積が1,000㎡以上のもの ○建築物の上に設置する場合、その高さの合計が10m以上のもの	その他、関門景観の形成に重大な影響を与えるおそれがあると市長が認めるもの
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓                      【土地又は水面】面積が1,000㎡以上のもの                      【のり面、擁壁】高さが3m以上かつ延長が10m以上のもの                 </div>			

※規則で定める用途:劇場、映画館、演芸場、公会堂、集会場、展示場、ホテル、旅館、公衆浴場

### 行為地がどの地域地区に位置しているか確認する方法

- ▶ 都市計画課窓口設置「北九州市都市計画情報案内システム」
- ▶ インターネット「G-motty 地域情報ポータルサイト」(行政情報→都市計画図)

### POINT

景観計画

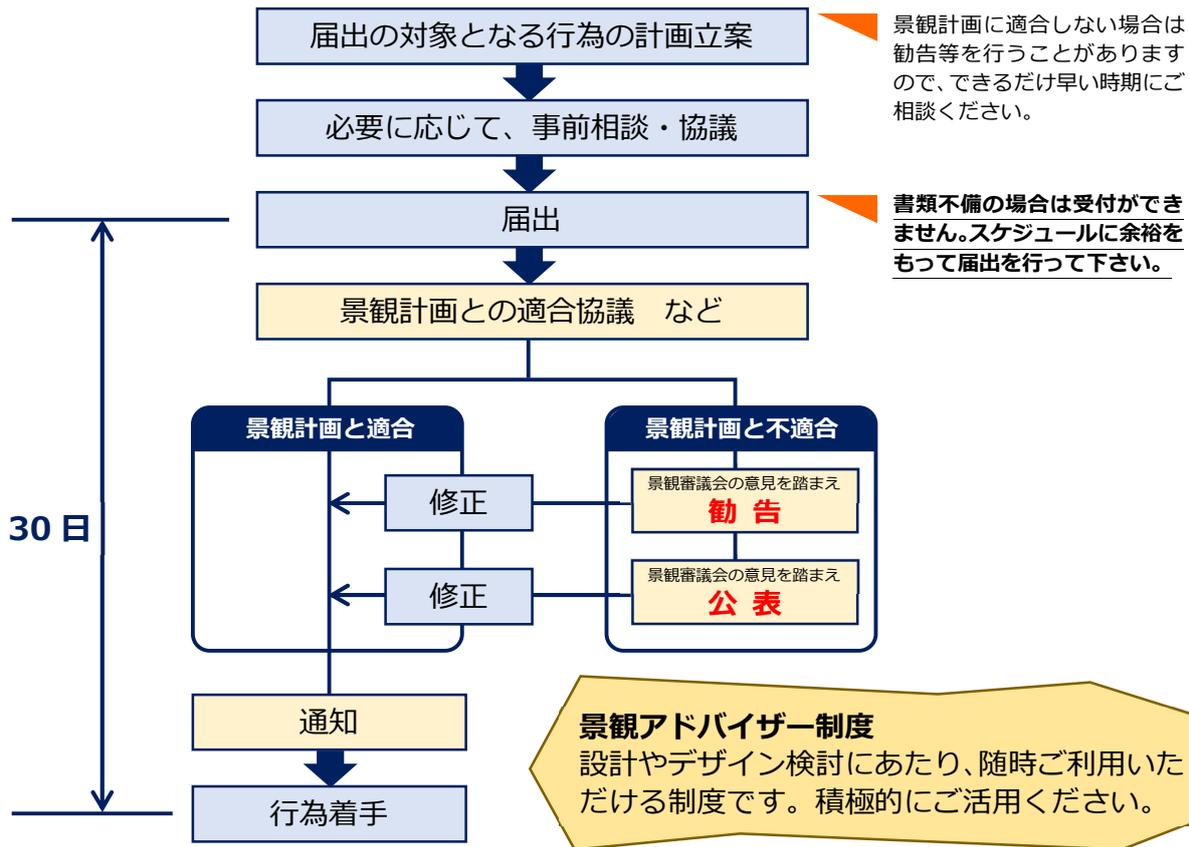


**届出の有無にかかわらず「建築物等の形態意匠に関する行為の制限(景観形成基準)」は適用されます。**

**事前にホームページ等で確認し、基準に沿った設計を行って下さい。**

行為の制限(景観形成基準)は、都市再生企画課ホームページに掲載の、「北九州市景観計画」に記載しています。「外壁の色彩は彩度6以下(寒色系は3以下)」、「アクセントカラーの使用は見付面積の1/10未満」などの数値基準や、地域地区によっては使用可能な色相などが規定されています。

# 届出の流れ



## POINT

### 行為着手 30 日前までの届出が必要です。

- \* 届出をしない又は虚偽の届出をした場合は、罰則(30万円以下の罰金)を適用することがあります
- \* 届出から30日経過せず行為に着手した場合は、罰則(30万円以下の罰金)を適用することがあります
- \* 通知を受ければ行為の着手は可能です。

# 届出に必要な書類

- ・届出方法 (2種類) : ①電子申請 ②窓口申請

電子申請	窓口申請
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページから申請してください。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書類のファイリング等はありません。クリップ等でまとめてください。</li> <li>・図面類は、A3の縮尺版で提出することも可能です。その際はA4サイズに折り込んでください。</li> </ul>

- ・②窓口申請の場合：1部提出してください

種類	縮尺	備考
1号様式 景観計画区域内行為届出書	—	
付近見取図	1/2,500 以上	法定図書 写真番号を記載し、付近見取図又は配置図に撮影方向がわかるように記載してください
現況写真(敷地・周辺)	—	
配置図	1/100 以上	
立面図(4面彩色したもの)	1/50 以上	その他図書 使用しているすべての色彩について、マンセル値を旗揚げ等により記載してください
平面図・断面図・外構平面図	1/100 以上	
完成予想図(パース等)・色見本・その他	—	
広告物図面	1/50 以上	

ご不明な点は下記までお問い合わせください。